

FAXでのお知らせ

発信枚数／この送付票をふくめ2枚 発信日／2016年6月30日

ノーモア・ヒバクシャ訴訟 東京第2次訴訟 おかげさまで 全員勝訴しました。 第1次訴訟17人全員に続いて、今回は6人全員です。 「控訴するな」要請をお願いいたします。

みなさま、ご支援ありがとうございます。

おかげさまで、昨日6月29日、東京地裁はノーモア・ヒバクシャ東京第2次訴訟原告6人全員に勝訴の判決を言い渡しました。

この判決は、厚生労働省の被爆の実態を無視しつつけている被爆者対策を、司法がまたも断罪したものです。さらに、「全員勝訴」とした判決は、司法が政府の姿勢を「いいかげんにせよ」と断罪したものであり、「もう待てない」という被爆者の思いへの深い理解に基づくものです。

判決は厚生労働省の原爆症認定行政を、「現時点において確実であるとされている科学的な経験則では証明できないという理由のみによって、放射線起因性を直ちに否定することには慎重であるべき」と痛烈に批判し、2006年6月の大阪地裁判決から3回も続いている被爆者の実態にそった公正な判決の流れをまたも確認したものであり、2008年4月の「新しい審査の方針」も2013年12月の再々改定も、被爆の実態からみて、不十分であるとしました。

私たちは、この判決を契機に日本被団協が提案している被爆者援護法の法改正をふくむ原爆症認定制度の抜本改定を求めていこうと決意しています。

みなさんに願います。今回の東京地裁判決に対して厚労省が控訴を断念し、重い病気で苦しんでいる原告を早期に救済し、原爆被害に対する償いをはかるべきだという思いをこめて、「控訴するな」の運動に参加してください。厚生労働大臣に対して、今回の判決に控訴することなく、判決を確定させることを求める要請文（別紙）を送ってください。

控訴期限は、7月13日(水)です。

一般社団法人 東友会(東京都原爆被害者団体協議会)

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
TEL03-5842-5655 FAX03-5842-5653

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

(FAX 03-3502-3090)

6月29日付 東京地方裁判所
「原爆症認定申請却下処分取消等請求事件」の判決に対し、
控訴しないでください!

6月29日、東京地方裁判所民事第38部（谷口豊裁判長）は、未認定原告6人全員について、厚生労働省の原爆症認定申請却下処分を取り消す勝訴判決を言い渡しました。

厚生労働大臣は、この判決を真摯に受け止め、控訴しないでください。

あわせて、昨年10月の同地裁民事第2部が言い渡した原告17人全員勝訴判決に続く今回の判決の主旨を正しく受けとめ、原爆症認定制度を、日本被団協の提起にそって抜本的に改定してください。

2016（平成28）年 月 日

住所

氏名

私のひとこと